

# 七ヶ宿町人事行政の運営等のあらまし

「七ヶ宿町人事行政の運営等の状況の公表等に関する条例」に基づき、本町職員の人事行政の状況等についてお知らせいたします。(なお、令和3年度における詳細は町ホームページに掲載しております。)

## 1 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況 (令和3年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R4.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)%	前年度の 人件費率
1,285人	2,572,525千円	100,611千円	533,324千円	20.7%	18.6%

注) 普通会計とは、一般会計と町営バス特別会計及び介護サービス特別会計をいいます。

注) 人件費とは、一般職・特別職に支給される給料、職員手当、共済負担金、退職手当、災害補償費です。

### (2) 職員給与費の状況 (令和3年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
55人	195,710千円	40,686千円	78,940千円	315,336千円	5,733千円

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (令和4年4月1日現在)

### (1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
七ヶ宿町	302,506円	358,815円	40.8歳
宮城県	317,441円	434,314円	42.1歳
国	323,711円	405,049円	—

注) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

### (2) 職員の初任給の状況

区分	七ヶ宿町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円

## 3 一般行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査係長・主幹	主幹課長補佐	参事	課長次長・事務長	総務課長級	
職員数	7人	13人	2人	5人	7人	4人	5人	43人
構成比	16.3%	30.2%	4.7%	11.6%	16.3%	9.3%	11.6%	100%
前年度構成比	22.2%	22.2%	8.9%	8.9%	17.8%	13.3%	6.7%	100%

## 4 職員手当の状況 (令和3年12月1日現在)

### (1) 期末・勤勉手当

支給時期	七ヶ宿町		宮城県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.3月分	0.95月分	1.3月分	0.95月分	1.3月分	0.95月分
12月期	1.25月分	0.95月分	1.1月分	0.95月分	1.25月分	0.95月分
計	2.55月分	1.9月分	2.4月分	1.9月分	2.55月分	1.9月分

### (2) 退職手当

区分	七ヶ宿町		宮城県		国	
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割合率2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (割合率2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (割合率3%~45%加算)	

### (3) その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	異なる内容
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 子 10,000円 3. 配偶者、子以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までのある子1人につき 5,000円加算	同じ	
住居手当	借家・借間に居住している職員 1. 月額 27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2. 月額 27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円で28,000円を限度	同じ	
通勤手当	1. 交通機関等の利用 ・月額55,000円を限度 ・定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位数期間に対応する通用期間の定期券の価格とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2. 自家用車での通勤(2km以上) 使用距離に応じて、月額 3,500円~15,800円	一部異なる	自動車等の使用距離区分・額 (国:2,000円~31,600円)

## 5 特別職の給料等の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	町長	議長	副議長	議員
給料(月額)	827,000円			
報酬(月額)		299,000円	258,000円	251,000円
期末手当(6月)	1.625月分			
期末手当(12月)	1.625月分			
退職手当	827,000円×在職月数×0.44			

※町長の退職手当は、任期毎に支給される。ただし、再任の場合は申出により期間を通算することができる。

## 6 職員数の状況 (いずれも4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数		対前年増減	主な増減理由	
	令和3年	令和4年			
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務・企画	14	14	0	
	税務	3	4	1	税務職員の増
	農林	5	6	1	農林職員の増
	商工	4	3	△1	商工職員の減
	土木	3	3	0	
	民生	8	7	△1	民生職員の減
	衛生	7	8	1	衛生職員の増
	小計	46	47	1	
特別行政部門	教育	7	6	△1	教育職員の減
公営企業等	診療所	5	5	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	国保	1	1	0	
	介護	1	1	0	
	その他	1	0	△1	派遣職員の減
	小計	10	9	△1	
合計	63	62	△1	職員数の減	